

北海道告示第10230号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和5年2月20日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和5年2月20日に一般競争入札の公告を行う特定医療費（指定難病）支給認定等事務補助業務に係る労働者派遣契約

(2) 資格

特定医療費（指定難病）支給認定等事務補助業務に係る労働者派遣契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

医療受給者証等交付審査認定、療養費等償還払、助成金認定審査支払に係る書類の作成及びこれら業務に付随するコンピュータの操作等業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人住民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法

律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により当該許可を受けた者とみなされる者を含む。）又は改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行う者であって、労働者派遣法に基づく派遣元責任者又は委任した代理人が、道内に所在していること。

(9) 事業年度の期間の終日が令和5年1月31日以前における直近の2事業年度（事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合は、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」と「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」のもの。）のいずれの事業年度実績においても労働者派遣された労働者の1日当たりの平均数が35人以上であり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。）第4条第1項第3号に該当する業務ができる者を派遣できること。

(10) 日本工業規格「JISQ15001個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」に適合して電子計算機処理に係る個人情報（電子計算機処理の前後におけるマニュアル処理に係る個人情報を含む。）の適切な保護のための体制を整備している事業者を認定する「プライバシーマーク制度」の認定を受けている者であり、派遣労働者が派遣先で取り扱う個人情報の保護に関し、次の方策を講じていること。

ア 内部規程の作成（就業規則等で規定されている場合も含む。）

イ 派遣労働者への教育、研修の実施

ウ 派遣労働者からの誓約書等の聴取

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(9)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和5年2月20日から令和5年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。なお、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/143837.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

イ 所在地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 連絡先 電話番号011-231-4111（内線25-522）

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(2) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの。

(3) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(3)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

7 資格に関する事務を担当する組織

3の(3)に同じ。